

SB26・AWG・Dialogue 前半速報
2007年5月7日(月)～5月18日(金)
ドイツ ボン

2007年5月15日

松本 仁志

柴田 憲

1. はじめに

国連気候変動枠組条約第26回補助機関会合(SB26)・京都議定書3条9項に基づく附属書I国(先進国及び市場経済移行国)の更なるコミットメントに関する作業部会の第3回会合(AWG: Ad Hoc Working Group on Further Commitments for Annex I Parties under the Kyoto Protocol)・気候変動に対応するための長期的協力のための行動に対する対話(Dialogue: Dialogue on long-term cooperative action to address climate change by enhancing implementation of the Convention)がドイツ・ボンのMaritim Hotelにて開催されている。



(会場: Maritim Hotel)



(プレナリー開催風景)

条約事務局が5月7日に発表した参加者リストによると、今回の参加者は、165ヶ国からの1,689名となっている。昨年のSB24は、165ヶ国からの1,666名、一昨年のSB22は、157ヶ国からの1,561名であり参加者が増加している。これは京都議定書の第1約束期間を目前に控えていることや第2約束期間以降(2013年以降)に関することが議題にあることで、注目が高まっていることを表している。

前半速報においては、CDM理事会とJI監督委員会のQ&Aなどのサイドイベントやロシア提案のワークショップ等を中心に報告する。

(柴田 憲)

2. CDM/JI関連事項

2-1. CDM理事会Q&Aセッション

2007年5月8日（火） 13:00～15:00

SB期間中の初日の恒例となっている CDM 理事会の Q&A セッションが 8 日（月）に開催された。CDM 理事会の Jorgen Stehr 議長（デンマーク）がまず現在の CDM プロジェクトの状況を説明した後、Q&A が行われた。

■ CDM 活動報告（Stehr 議長）

➤ CDM の状況

- ✓ 665 のプロジェクトが登録され、2012 年末までに 900million の CER が発行見込み
- ✓ 1600 のプロジェクト、2012 年末までに 1900million の CER がパイプラインにある
- ✓ 方法論の開発状況は下記の通り

	November 2006 (CMP.2 Nairobi)	May 2007 (SB26)
AMs	38 (plus 20 for SSC)	45 (plus 23 for SSC)
ACMs	10	10
A/R	4 (plus 1 for AR SSC)	7 (plus 1 for SSC AR)
Tools	3	5 (plus 2 for AR)

- ✓ 現在は「継続的な効率向上」「ポテンシャルの深堀」「手続きの最適化」等に注力
- CMP のタスクの状況
 - ✓ 「個別のプロジェクト活動としてのプログラム活動の登録に関するガイダンス」（プログラム CDM）の検討
 - 定義とガイダンスについて EB28 で採択。更なるガイダンス及び PDD 等の各種様式を EB32 にて採択予定。
 - ✓ 追加性評価・証明ツールの改善
 - EB30 で承認
 - ✓ A/R プロジェクトのための土地適格性の証明の手続き
 - 最初の意見募集終了。手続き案について現在意見募集中。

- ✓ 非再生可能バイオマスから再生可能バイオマスへの転換
→ 意見募集中。EB32にて検討予定。
- ✓ 交通・省エネセクターの方法論
→ AM0031、AM0046
- ✓ CDMの地域分布
→ ナイロビフレームワーク（アフリカでのDNAフォーラム開催）、地域に関係なく適用可能な方法論の開発、CDMバザールの開催。
- ✓ 認定
→ 検証・認証ガイダンスの開発。

■ Q&A

Q1. IETA

気候変動対策の中でCDMは柱の一つであることは疑いないが、以前オフセットプログラムを批判しているのを聞いた。規制機関であるEBがプロダクトの一つを批判するのは、CDMを守るためのように見える。

もう一つはCDMの経費について明らかにすることである。持続可能なメカニズムのためなどに使ってはどうか。

A1.

CDMの予算は会議の運営等取り組みに関わる全てであり、収益の一部によって賄われている。将来の見通しは良く分からないが、主要な関心の一つである。

CDMは唯一の確立したメカニズムであり、我々は環境面での信用を守ろうとしている。削減は測定可能で追加的なものでなければならぬし、CERの発行は現実の環境的便益と一致する。コンパクトなシステムには同様の質を求めていく。

Q2.

EBは、持続可能な発展という観点での指標を持ち、適切にフォローをしているのか？

A2.

指標の作成は我々のマנדートを越えている。我々はCOPMOPの指示に基づいて仕事をしており、これはCOPMOPの範疇である。

また、持続可能な発展については、ホスト国によって（CDM承認基準を通じて）管理されるべきであり、例えば、中国ではHFC23及びメタン回収・破壊に関するプロジェクトにはそれぞれCERの65%、30%が課税され、税金は中国の持続可能な発展に用いられている。（Lu 理事）

Q3. ガーナ

新規植林、再植林のプロジェクトについて、Methパネルは、特に途上国に使いやすいよ

うなガイダンスやプロトタイプなどでアフリカの CDM へのサポートをしているのか。特にプログラムタイプについてはどうか？

ユニラテラルの場合、国家登録簿や国際取引ログにおいて、CER をどのように追跡出来るのか？

A3.

プログラムタイムについては、DOE へのガイダンスの最終段階に来ている。今後これによりいくつかの問題が解決されることを望む。

CDM レジストリはホスト国に承認された事業者が保有できる。ユニラテラル CDM の場合は、一旦保留口座に入る。口座は事務局によってメンテナンスされるが、移転要求を受けて CER は附属書 I 国の口座へ移動する。

Q4.チリ

方法論の承認手続きを早めるための最適化をどのように行っているのか？

アフリカにおけるキャパシティビルディングのために開催が予定されている DNA フォーラムのような活動を他の地域（ラテンアメリカ）で続けていく予定はないのか？

プログラム CDM に関してガイドラインの検討は終わっているのか？ COP/MOP モントリオールからナイロビにかけて議論されたが、バリを前にしてもまだである。

A4.

プログラム CDM については進展している。

Meth パネルについて更なる効率化が必要なことは認識している。ただし、方法論が複雑化する中で、多くの仕事を 4 人で行っている。罰するのではなくインセンティブをつけるかたちで進めていきたい。

アフリカでは、DNA フォーラムの開催が予定されているが、ラテンアメリカなど他の地域での開催については、COP/MOP が決定する事項である。

Q5.インド

AR-CDM は承認された方法論が 7 つ、プロジェクトも 25 件出して 1 件しか登録されていない。緩和ポテンシャルが大きいのもっと多くのプロジェクトが承認されるようにすべきと思う。

A5.

緩和ポテンシャルが大きいというのはその通りであるが、持続的な開発という視点で見ると追加的な恩恵が相対的に少ない。またこの分野は計測上の問題があり、方法論が細かくなりすぎる傾向がある。

Q6.

AR プロジェクトは重要である。EB や Meth パネルはプロトタイプなどでアフリカにお

けるプロジェクトを増やす考えはないのか？

A 6.

方法論はどこでも使えるようになっているが、アフリカ自体の問題として多くの国が方法論を内面化しておらず、これは我々として如何ともし難い。トレーニングワークショップやナイロビフレームワークを通じて促進をしていきたい。

Q 7.フランス

AR プロジェクトについて、プロジェクトを進める上でのコストが増加している。マラケシュアコードで取り上げられた要求事項が、十分に議論されていないように思う。CDM の将来のために事務局はこの問題を考慮して欲しい。

A 7.

現在、AR プロジェクトを進めるにあたっての土地適格性の証明の手続き案に対して最初のフィードバックを受けたところであり、現在もパブリックコメントを募集しており、手続案をより良いものにすべく、意見して欲しい。AR 分野はエネルギー分野のプロジェクトと比べて、排出削減量の検証等、難しい面があるが、CDM 理事会としては、手続をより複雑にしようとするような意図はない。

(柴田 憲)

2-2. JISC Q&Aセッション

2007年5月9日(水) 13:00~14:00

昨日のCDM理事会に引き続き、JISCのQ&Aセッションが開催された。Fatou Gaye議長からJISCの活動報告が行われた後、UNFCCC事務局から財政状況が厳しい旨の報告があった。その後、Q&Aが行われた。

■ JISC 活動報告 (Gaye 議長)

- JISC の業務範囲
 - ✓ CMP への助言と報告
 - ✓ プロジェクト設計書 (PDD) 様式の開発
 - ✓ ベースライン設定およびモニタリングに関するガイダンスの策定
 - ✓ JI トラック 2 の監督 (supervision)
 - ✓ IE の認定
- プロジェクトの現状
 - ✓ 50 件 (2008 年~12 年の排出削減量 94 百万 t-CO₂ 相当) の PDD が提出
 - ✓ ロシアが 23 件でほぼ半数占める。その他、ウクライナ (6 件)、リトアニア (5 件)、ブルガリア (5 件)、ポーランド (4 件) など計 9 カ国
 - ✓ 再生可能エネルギー、メタン回収、省エネ、燃料転換など多岐にわたる
 - ✓ 2007 年 3 月 26 日に最初の PDD 決定報告書 (Determination Report) が公表された。ウクライナの「Switch from wet-to-dry process at Podilsky Cement」プロジェクトで、2008 年~12 年の排出削減量は 300 万 t-CO₂ 相当である。

■ JISC 財政状況 (UNFCCC 事務局)

- 2007 年については、約束された拠出金全額 (220 万 US\$) が入ったとしても、必要額に対して 15% 不足する。
- 2008~2009 年でも、必要額の 2/3 は締約国の追加拠出に頼ることになる。

■ Q&A

Q1. IETA

- ① Joshi 氏に替わって新たに Gaye 議長が選出され、今後もこれまでと同様に JISC が迅速な審議を行うことを期待する。特に、IE 認定 (accreditation) が迅速になされるか否かが JI の進捗に大きく影響を与える。IE 認定手続きの速度は改善されるのか?
- ② ホスト国への JISC のタスクをもう少しクリアにしてもらいたい。

A1.

- ① (Daniela Stoycheva 氏) 今後は特にフォーカルポイントガイダンスなどに注力したい。

本年 10/15～16 に UNFCCC 主催の第 3 回 JI テクニカルワークショップの開催を予定しており、指定フォーカルポイント (DFP) をはじめとする各関係締約国政府とのラウンドテーブルを設け、実際のプロジェクト情報などについて意見交換を行いたいと考えている。

- ② (Gaye 議長) 我々も努力をしており、先週開催された JISC 第 7 回会合でも議論した。来週早々にはレポートが出る予定である。

Q2. ロシア

新方法論の承認手続きは怎么样了なっているか？

A2. Georg Børsting 副議長

昨年の JISC 会合で審議し「ベースライン設定およびモニタリングに関するガイダンス」を採択している。当該ガイダンスに規定しているが、JI 独自の方法論を承認するというプロセスはないが、プロジェクト参加者の判断で CDM の承認方法論を適用することも可能である。プロジェクト参加者は、PDD で CDM 承認方法論を適用する場合でもそれ以外でも説明をする必要があり、それが妥当であるかを審査するのは IE の役割である。従って、IE には方法論の専門的な知見も必要となる。

Q3. ロシア

LULUCF が進んでいないのはなぜか？

A3. (Vlad Trusca 氏)

LULUCF については、ガイドラインや PDD もできているので環境は整ってきたと考えている。

Q4. EU

2008～09 年でも予算はだいぶ不足しているようだが、UNFCCC としてサポートは考えているのか？

A4. UNFCCC Secretariat

我々としてもやるべきことはあると考えている。基本的には CDM と JI は別管理であるが、場合によっては CDM 資金の適用も考えたい。

(松本 仁志)

3、ワークショップ

3-1. ロシア提案

2007年5月11日（金） 10:00～13:00

締約国が自主的な約束（コミットメント）を行う際の手順を策定しようという提案であり、モントリオールで開催された COP/MOP1 の最終日にロシアから提案されたものである。この提案に対して、COP/MOP2 で議論が行われ、本会合においてワークショップを開催することが要請された。

途上国「自主的な」約束が、2013年以降の枠組みにつながることを警戒している。

COP/MOP2 議長の Kivutha Kibwana に代わり、Michael Zammit Cutajar (マルタ)がこの会合の議長を務めた。最初に提案者のロシア側から、提案趣旨の説明があり、その後各国の討議に移った。

■ ロシア連邦概要

➤ 目的

非附属書 I 締約国が UNFCCC 条約 2 条の究極目的へ貢献するための魅力ある仕組みを作ること。

➤ 提案手法

① 「京都トラック」

COP/MOP が締約国の附属書 I および附属書 B 加入を認める簡素化手順。

② 「条約トラック」

途上国による国別の自主的約束を支援する手法を策定する。

「絶対値目標」「相対値目標」「政策目標」など、自主性に任せる。

何らかのインセンティブが必要。

■ 討議

<反対意見>

- ・ このワークショップが非公式なものであり、2013年以降の議論と結びつけることには反対する。(サウジアラビア、エジプト)
- ・ 現時点での約束が先であり、この提案では付加価値が見出せない。(中国)
- ・ 資金的技術的なインセンティブの方向を自主的な約束を持つ国に向けるのであれば、これまでからの「本質的な変更」と言わざるを得ない。(UAE)

<賛成意見>

- ・ こうした事項を議論する場を提供したこの提案を歓迎する。(オーストラリア、カナダ、ノルウェー、ニュージーランド、その他)
- ・ 現在の京都議定書の枠組みは 1992 年当時の情勢によって決められたものである。状況は大きく変わっており、このままでは気候変動に対する戦いに勝利できない。主要排出国の一致した取り組みが必要である。(日本)
- ・ IPCC WGIIIの結論で低コストの緩和のチャンスがあるとともに、現在の政策では十分でないと言われたことを強調した。(EU、スイス)

<中間的意見>

- ・ 既存の手順を簡素化することは賛成。非公式な自主的アプローチについてはよいが、自主的な約束に関する特別な決定を行うことに関してはまだ機が熟していないのではないか。(南アフリカ)

<議長まとめ>

- ・ 「京都トラック」を議論することにたいする反対の声はきかれない。
- ・ 「条約トラック」に関しては見解が分かれているようである。

(松本 仁志)

3-2. 気候変動の緩和

2007年5月11日（金） 15:00～18:00

In-session workshop on scientific, technical and socio-economic aspects of mitigation
Urban Planning and Development, Including Transportation

これは都市計画と開発に焦点を当てたワークショップで計8名のスピーカーが2つのセッションに分かれてそれぞれの取り組みを紹介した。

■ セッション1

(1) Climate Change Mitigation through Urban Planning and Development(UN Habitat)

- ・ 2007年では50%の人が都市に居住している
- ・ 上手く計画された都市では、空間とエネルギーを効率的に使用出来る。人が集まっているため、必要な輸送手段やインフラを減らすことが出来る
- ・ UN Habitat は都市設計や開発を通じて気候変動問題に取り組んでいるが、これをさらに進めるためにパートナーが必要である

(2) The experience of Lille area in waste management and inland waterway transport(France)

- ・ フランスにおける廃棄物の量は約849Mt（2004年）である
- ・ Lille 地域はフランスにおける最も重要な港の一つであり、廃棄物管理、内陸水路輸送を行っている。この事例は都市に輸送のためのスペースを設けることの重要性を示している

(3) German-Malaysian Project; Approaches for reduction of air pollutants, sustainable urban traffic systems(Germany)

- ・ 土地利用と輸送は密接に関係しており、輸送からの排出を減らすためには統合的なコンセプトが必要である

(4) Tackling CO2 emissions from cars(EC)

- ・ ECの目標は2012年までに乗用車の排出量の平均を120gCO₂/kmへ抑えることであり、そのための3つの柱は「メーカーとの自主的な協定」「消費者への情報提供」「財政措置」である
- ・ 将来の政策の原則は「技術的に中立」「競争上中立」「社会的に公平で持続可能」等である
- ・ 次のステップは、「(可能ならば)2007年中に法案のフレームワークを示す」「2010年に戦略のレビューを行う」等を考えている

■ セッション 2

(5) Issues and options for high efficiency and low carbon urbanization in China(China)

- ・ 中国では建物と輸送部門からの排出削減のために都市化を進めているが、都市化プロセスは相対的に見て低い水準である。中国の東部と西部で重大な不均衡があって、将来の開発が必要不可欠である
- ・ さらなるエネルギー効率化と排出削減を進めるためには、国際社会による技術・科学・経済的な支援が必要である

(6) Urban planning and decentralised energy(UK)

- ・ ロンドンにおける現在の CO2 排出量は 44Mt である。
- ・ “The London Plan” では下記について述べている
 - エネルギー効率の高いシステムと技術の要求と、可能な場所での再生可能エネルギーの利用
 - エネルギー評価への要求
 - 再生可能エネルギーの効果の実証

(7) The sustainable city concept(Sweden)

- ・ ビジネス／プライベートセクターにおける環境技術について、スウェーデンの知識と経験を集めて分析することが目的である
- ・ 持続可能な都市コンセプトによるメリットは「局所最適に陥らないことによる経済的利益」「知識の共有」等である。また今後の可能性としては、「持続可能性のレビュー」「持続可能な都市のネットワーク構築」等が考えられる

(8) Capping aviation emissions(EC)

- ・ 現在、国際航空からは 1991 年に比べ 80%以上の大幅な排出増となっているが、京都議定書の目標には含まれていない
- ・ 2005 年の戦略では R&D やインフラを含む包括的アプローチを提案したが、さらなる取り組みが必要である。航空部門を EUETS へ含めることはコスト効率性や ICAO の方向性の観点から有益である
- ・ 主な提案内容は下記の通り
 - 航空会社が責任者
 - 他セクターとの自由な取引、CDM/JI 利用可能
 - 2004 年から 2006 年レベルでの排出抑制
- ・ 提案は第一ステップであり、今後各国の意見を踏まえて検討を進める。EC では国際航空は 2012 年以降の枠組みに入れるべきとの立場である

(柴田 憲)

4、IPCCブリーフィング

2007年5月12日（土） 10:00～13:00 / 15:00～16:30

IPCC の第 4 次報告書（AR4）の 3 つの作業部会の報告書が取りまとめられたことを受けて、本会合においてそのブリーフィングが行われた。

各作業部会ごとに、数人の執筆者の代表がブリーフィングを行ったあと、締約国からの質問を受け付けた。AR4 は、時期枠組み交渉に大きな影響を与えるだけに、各締約国の注目度は高い。

■ 開会

Pachauri IPCC議長

- ・ 一般の方からも、気候変動に関する情報に関する要求が極めて大きくなっている。

特に IPCC の第三次評価報告書以降におけるいくつかの改善点に焦点を当てて、3 つの作業部会による主要な結論を紹介。

Yvo de Boer UNFCCC 事務局長

- ・ これらの評価報告書が今後の我々の意思決定に確固とした基礎を提供する。
- ・ 科学的研究成果は、ナイロビ作業プログラム、AWG、Dialogue などの UNFCCC プロセスに既に取り入れられている。

■ 作業部会 I：自然科学的根拠:

Martin Manning

- ・ 気候系の温暖化は不可逆的であり、今や全ての地球系で明確な反応が見られる。

Peter Stott

- ・ 観測されている変化は人為的な排出量を考えに入れられない限り説明がつかない。
- ・ 表面温度、降水量、海氷、大陸氷床と氷河において現在観測されている気候系の反応および将来の反応を説明し、暴風雨の襲来、熱帯サイクロン、その他の極端な現象における変化を指摘した。

■ 作業部会 II：影響、適応、脆弱性

Jean Palutikof

- ・ 一部の地域および脆弱なグループに対する影響は他のものよりも大きい可能性がある。
- ・ 脆弱性は開発経路に依存するものであり、気候変動は持続可能な開発を達成する各国の能力を阻害する可能性がある。

Andreas Fischlin

- ・ 1.5～2℃の気温上昇を経験する場合、高山の動植物の絶滅のリスクが 20-30%高まる。
- ・ 2℃を超える温暖化の場合、陸上の生物圏が正味の炭素排出源となる傾向がある。

Guy Midgley

- ・ 作物生産への影響は緯度に大きく依存する。

Richard Klein

- ・ 適応の多くが低コストであるが、低高度の沿岸地帯では海面上昇に対する適応コストが高くつく。
- ・ 研究にはギャップがあり、適応と緩和の相互関係について、現時点では利用可能な文献も少ない。

< 質疑 >

Q : (エジプト) 本レポートではアフリカに関する研究の数が少ないのではないか。

A : 確かにそれは事実である。しかし最近ではレポートも増加してきている。

Q : (バングラデシュ) バングラデシュでは20%が海拔1m以下であり、海面上昇に興味がある。

A : 多大な被害を受ける地域があり、重要な問題である。報告書3章に記載がある。

Q : (日本) 適応と緩和を進めていくうえでは優先付けが難しい。適応と緩和のシナジーについてどのように考えるか？

A : 利益の出る形でのシナジーを考えねばならない。適応については、国や地方それぞれのレベルでさまざまな対策があるが、地方レベルでの研究はまだ十分ではない

Q : (ザンビア) 緩和により適応までの時間が稼げるか？

A : 緩和と適応が一定期間の間にどのように相互に補い合う可能性があるか、統合評価モデルでは信頼性のある言明が出ておらず、適応側について更なる研究が必要である。

■ 作業部会Ⅲ：気候変動の緩和策

Bert Metz

- ・ 過去35年間にGHG排出量は極めて大きく増加した。
- ・ 低い排出量安定化レベルを達成しようとするなら、今後20年間に排出量をピークに迎える必要があり、技術の開発と移転のためのインセンティブを提供する政策により実現の可能性がある。

Jayant Sathaye

- ・ 気候政策が他の要素に対してプラスまたはマイナスの影響があり、気候以外の開発政策が特定の気候政策と同様に温室効果ガス排出量に影響を与える。

Ralph Sims

- ・ エネルギー建築、輸送、産業部門での排出削減の可能性が大きく、特に建築部門のポテンシャルが大きい。

Daniel Martino

- ・ 排出量の大半と経済的な緩和ポテンシャルの大半は途上国にあり、途上国では排出量が増加する傾向にある。
- ・ 農業の緩和ポテンシャルの 90%、森林の緩和ポテンシャルの 60%が隔離された炭素の中にある。

Dennis Tirpak

- ・ 政策措置を考えるうえでは、環境への影響、コスト効率性、衡平な負担、実行可能性の 4 つが重要である。
- ・ 研究開発投資がよりいっそう必要となる。

< 質疑 >

Q: (グレナダ) 2°C以下の安定化シナリオが検討されていないのはなぜか? 費用の問題か? 2°Cの上昇でも破滅的な影響を受ける国もある。

A: 2°C以下の安定化は、技術的にも大変難しいことなどから今回のシナリオに入れてない。

Q: (EU) EU においてはどのセクターの緩和ポテンシャルが大きいのか?

A: 建築部門や輸送部門などであろう。

Q: (不明) 森林減少対策に対しては大きなポテンシャルがあり低コストと考えるが AR4 ではどのような評価をしているのか?

A: 森林減少対策のポテンシャルを非常に高く評価している。特にカーボン価格が低い場合に有効である。

(松本 仁志)

5. その他議題

5-1. 技術開発と技術移転 (SBSTA 議題 4)

COP7 決定に基づき設置された技術移転に関する専門家グループ (EGTT) に関しては、昨年の COP/MOP2 でその 5 年間の実績の見直しと継続について議論が行われたが、これまでの活動内容を評価し、今後はこれを拡充しつつ諮問的役割を果たし続けるべき、と主張する先進国側と、同グループを改組・格上げし、独自の予算執行権限を持ち先進国から途上国への技術移転を監視・管理できる権限を持った理事会 (TDTB) の新設や、知的所有権を買い取り途上国に無償で技術を供与するための多国間技術取得基金 (MTAF) の設置等を求める途上国で意見が対立した。その結果、EGTT のマンデートをもう 1 年延長させ、今回の SB26 で継続議論することになっていた。

■ 5月7日 (月) プレナリー

Kumarsingh SABSTA 議長は最近の東京と北京で開催された非公式協議について言及し、事務局は関連する文書を提出した。(FCCC/SBSTA/2007/2; FCCC/SBSTA/2007/INF.1)

その後、技術移転に関する専門家グループ (EGTT) 議長の Kok Kee Chow (マレーシア) から同グループの最近の作業について報告が行われた。

各国から意見が表明された。ガーナは G77/中国の立場で発言し、広範な部門において新しい技術への転換を進める必要性を強調し、先進国に対しその先頭にたつよう求めた。実施機関については、米国、日本、カナダ、ドイツは EGTT の継続を求めたが、インドネシアはこれに反対した。Clifford Mahlung (ジャマイカ) と島田久仁彦 (日本) が共同議長となり、コンタクトグループでの協議が開始されることとなった。

■ 5月8日 (火) コンタクトグループ

島田共同議長より、2007 年 3 月に東京で開催された“きわめて非公式なレベルの会合”において、制度的な取り決め、資金メカニズム、モニタリングや実績に関する問題が主要課題であることが確認されたと報告があった。また、中国はからは 2007 年 4 月に北京で開催された途上国向けワークショップで大いに進展があったことも報告された。

その後、新たな実施期間が担う以下の 6 つの役割について検討した。

- 1) 技術移転の促進策の分析・把握
- 2) 技術ニーズ評価結果のモニタリング
- 3) パフォーマンス指標の開発
- 4) 特にアフリカや SIDs に対する短期および中長期戦略の策定
- 5) 従来戦略に対する評価
- 6) 多年度作業計画の提案

今後は、非公式での会合が行われることとなった。

■ 5月9日（水）～11（金） 非公式会議（内容は ENB 情報に基づく）

水曜日の非公式協議では、共同議長案が提示されこれに基づいてパラグラフごとに協議が行われた。実施強化のための5つのテーマや非附属書I締約国に対し UNDP の技術に関するハンドブックの利用を勧める文章について合意が得られたが、先進国の一部から、「技術移転に関する構成組織の委託権限において将来の行動を考える」とのパラグラフについて練り直す希望がでた。

木曜日午前中の非公式協議では、事務局の促進役としての役割と関連機関との協力に関するパラグラフについて合意が得られたが、多くのパラグラフがまだ合意に至らず括弧書きのまま残された。午後、共同議長から改定文書が提出され、コンタクトグループは再会したが、ガーナ（G-77/中国）から、この文章を検討する時間を求める意見が出て、会議は翌日の非公式会合に持ち越された。

金曜日の協議でも合意には至らず、交渉は翌週に持ち越された。

（松本 仁志）

5-2. IPCC 国別 GHG 排出インベントリガイドライン (SBSTA 議題 7(a))

IPCC の 2006 年国別 GHG 排出インベントリガイドラインが昨年の IPCC 会合で採択された。第 1 約束期間においては、IPCC1996 年ガイドラインを使うことが決まっているが、どのタイミングで新ガイドラインを各国が採用することにすべきか、という点において議論が行われている。

■ 5月7日(月) プレナリー

Kumarsingh SABSTA 議長より、伐採木材製品 (HWP) に関する報告書作成以外の問題は今回の会合で結論を出すべきであると提案が行われた。(FCCC/SBSTA/2007/7 and Corr.1)

EU は 2006 年ガイドラインの自主的な実施を取り上げ、他国からも支持があった。韓国もこれを支持すると同時に、非附属書 I 国のキャパシティビルディングの必要性を付け加えた。

Mika Sulkinoja (フィンランド) と Nagmeldin Elhassan (スーダン) がコンタクトグループの共同議長を務めることとなった。

■ 5月8日(火) コンタクトグループ

Riitta Pipatti 共同議長(フィンランド) より、伐採木材製品 (HWP) についての問題は、5月10日に別途討議するとの方針が示された。

多くの締約国が IPCC ガイドラインについて認識しており、将来的に 2006 年ガイドラインを利用するためのプロセスと計画を定めることについては特段の反対はでない。米国からは、各締約国が 2 年間で任意で 2006 年ガイドラインに関する意見を提出することとし、その後に現行のインベントリガイドラインを修正するための日程について検討することが提案され、多くの国々はこの案に賛成した。ガーナ (G-77/中国) は、ガイドラインを自主的に利用する案については支持したが、キャパシティビルディングが必要だと強調した。ツバル は特定の方法論的問題について懸念を示し、2008 年に計画されているワークショップでの発表に間に合うような形で IPCC が本件に関する作業を継続するよう希望した。ブラジル は、新ガイドラインでは非人為的な吸収源を統合した“管理地 (managed land)” のカテゴリーについての懸念を表明した。

■ 5月9日(水) ~ 10(木) AM 非公式会議 (内容は ENB 情報に基づく)

水曜日には、共同議長からサマリーが提示されこれについて議論が行われた。これは以下のような構成となっている。

- ✓ ガイドラインへの謝辞
- ✓ 実施に向けた作業計画とプロセスの策定

- ✓ 方法論的問題
- ✓ 2006年ガイドラインの自主的な活用とそこでの経験の共有
- ✓ 伐採木材製品

木曜日は、伐採木材製品(HWP)以外の問題について協議が続けられた。SB 24からの決定書案の文言に基づいた上で、HWPの問題はさらに広範な内容で検討されると付け加えられた結論書草案が共同議長より提示された。

■ 5月10日(木) PM コンタクトグループ

午前中に提示された結論書草案をもとに協議が続けられた。IPCC 2006年ガイドラインの発展プロセスに関する言及についてはブラジル、中国が削除するよう求めた。米国は、IPCCガイドラインの概要の章の脚注での記載を提案し、多くの締約国がこれを支持した。

EUは、2006年ガイドラインの自主的な利用に関する表現として、UNFCCCの報告作成ガイドラインとの「一貫性を確保する」とすることを提案し、ブラジルは特定の部門では二つのガイドラインを平行して用いるべきであることを示唆した。

■ 5月11日(金)～12(土) 非公式会議(内容はENB情報に基づく)

金曜日から非公式会合に移り、文書草案に関する議論が続けられたが意見の一致にはいたらず、翌週に持ち越された。

(松本 仁志)

6. サイドイベント

【その1】

テーマ：Development and transfer of technologies

主催：UNFCCC

日時：5月7日（月） 13：00－15：00

概要：

Mr. Florin Vladu (UNFCCC)

“Funding opportunities for technology transfer under Convention”

- ・ UNFCCC における資金化メカニズムには多くのものがある。
 - ✓ CDM による適応基金
 - ✓ GEF
 - ✓ 2 国間枠組：ODA、Green Financing
 - ✓ 多国間枠組：世界銀行、UNEP、UNDP、UNCTAD
 - ✓ 民間：コマーシャルバンク、Micro Financing
- ・ 開発段階から商用化までの流れがあり、上流（開発）に近い部分は公的資金、下流（商用化）に近い部分は民間資金が担う場合が多い。

Mr. Elmer Holt (EGTT Co-Chair)

“Work on EGTT on innovative financing”

- ・ EGTT (Expert Group on Technology Transfer) は、気候変動枠組条約に基づき技術移転を促進するための機関であるが、ファイナンスの部分が大きな割合を占めている。
- ・ ただし、資金自体が不足しているわけでも、良質なプロジェクトが不足しているわけでもない。民間からの融資の申し込みに対して、その投資基準に合うようなプロジェクトを結びつける役割を担う部分が不足しているのである。
- ・ EGTT は上記の解決のため、CTI (Climate Technology Initiative) と協力して PFAN (Private Financing Advisory Network) を設立した。

Mr. Peter Storey (PFAN Coordinator)

“CTI-Private Financing Advisory Network”

- ・ PFAN はプライベートファイナンス強化を目的に、CTI と UNFCCC のサポートの元で設立された。
- ・ 政府のめざす政策と利潤を目的とする企業とを結びつけることを目的としている。
- ・ パイロットプロジェクトの経験から得たことは、プロジェクトの実施は予想以上に時間がかかること、言葉や地理的な問題、関係国の調整が大変なことなどである。
- ・ これまでの経験を生かして、今後も活動を拡大することを考えている。

Mr. Artur Runge-Metzger (EC)

“Global Energy Efficiency and Renewable Energy Fund”

- 途上国における省エネや再生可能エネルギープロジェクトは相対的にリスクが大きく、民間投資は不足してきた。
- **GEEREF** は官民のパートナーシップであり、官側でもある程度リスク負担することにより、民間の投資を呼び込んでいる。
- 対象地域は、アフリカ（サハラ以南）、カリブ諸国、南アメリカ、アジアなど多岐にわたる。また、1000万€以下のこれまで民間では投資対象となり難かった小規模案件に力を入れている。

(松本 仁志)

【その2】

テーマ： CCS - necessary or negligible?

主催： Greenpeace

日時： 5月7日（月） 13：00－15：00

概要：

Gabriela von Goerne (Greenpeace)

- ・ IEAによると2004年の一次エネルギー消費の25.1%、CO₂排出の38.1%を石炭が占めている。石炭火力発電の効率は向上する見込みだが、土壌変化と水汚染に加えて多くのCO₂を排出するという問題が残る。
- ・ ではCCSがこの問題を解決するかと考えると、CCSにはCO₂が漏洩した場合に人間・環境システム・地下水に影響を与えるというローカルリスク、少しの漏洩が気候変動に著しい影響をおよぼすというグローバルリスクが存在する。
- ・ またCCSには、CO₂回収技術がまだ開発中であることやコストが高く導入にはインセンティブ・補助金が必要という問題もある。
- ・ 気候変動問題に対しては、特に化石燃料の使用からの構造的な変化が求められる。我々は再生可能エネルギーの効率的な利用を開始し、それを継続しなければならない。

Peter Viebahn(DLR)

- ・ 下記の3点について分析を行った。
 - a) CCSと再生可能エネルギーについて環境面、経済面を比較
 - b) CCSがドイツにおいて将来の持続可能エネルギーシステムの架け橋となるか障害となるか
 - c) 2050年までのシナリオ分析
- ・ LCA分析によると再生可能エネルギー（風力、太陽光）による発電は温室効果ガスの排出がCCSよりはるかに少ない。
- ・ 燃料価格がゆるやかに上昇するケースにおいてのみ、CCSは再生可能エネルギーに対して経済的に競争力を持つ。
- ・ シナリオ面からは、既存の発電施設更新プログラムがCCSというオプションを考慮していない点から見て、ドイツにおいてはCCSというオプションは手遅れである。

(柴田 憲)

【その3】

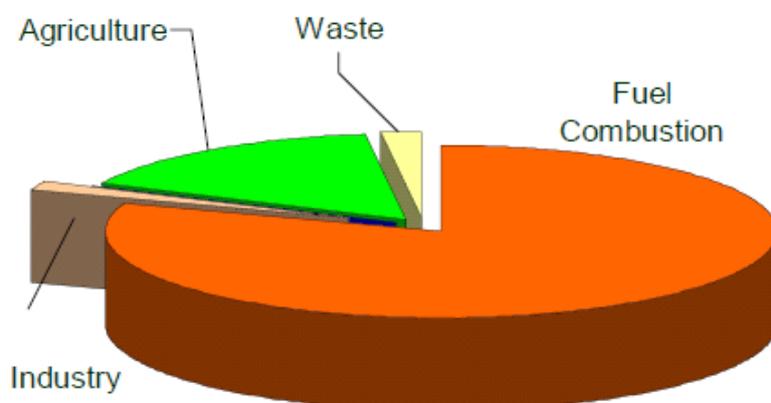
テーマ： Belarus: Joint Implementation Status

主催： Belarus

日時： 5月9日（水） 13：00－15：00

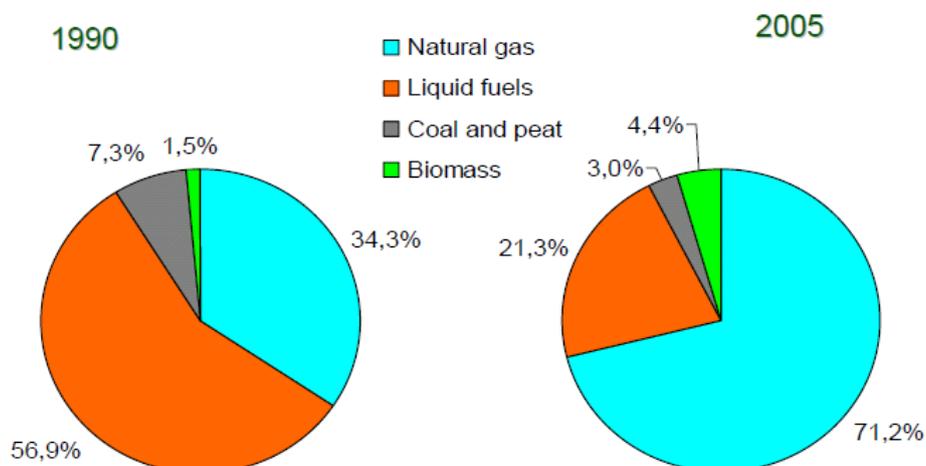
概要：

- Belarus は 2005 年 11 月に京都議定書を批准した。また議定書締約国の 75%の批准により 2007 年 12 月に Belarus は第一約束期間における京都メカニズム参加資格を得るであろう。
- 2005 年の GHG 排出量は 76.5MtCO₂eq (LULUCF 除く) であり、CO₂ が 73%、CH₄ が 17%を占める。またその内訳は下記の通りである。



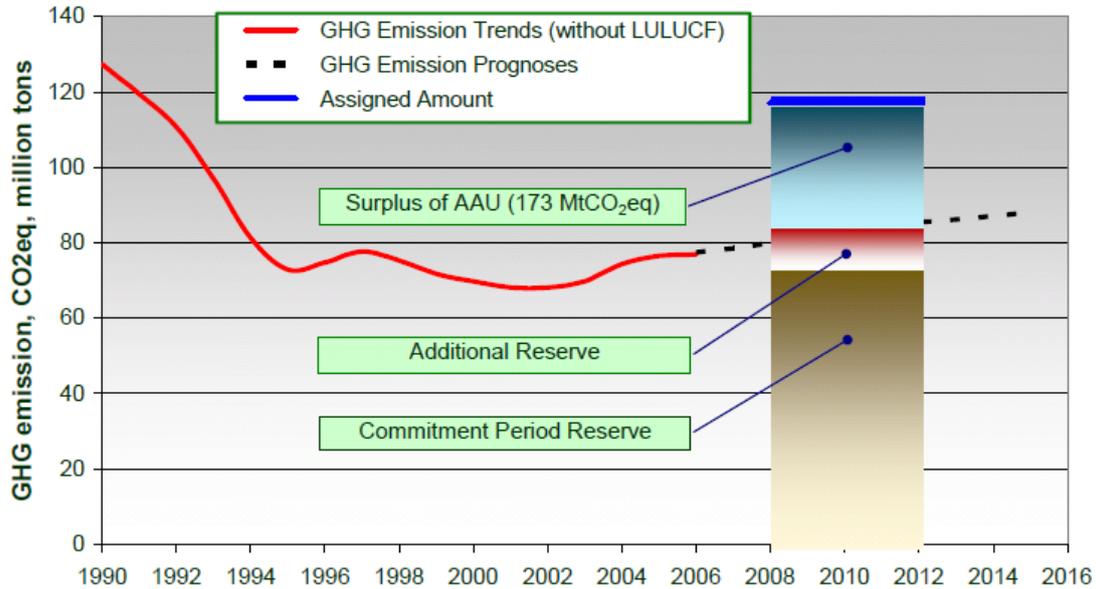
(当日プレゼン資料より抜粋)

- 4 億ドル／年以上をエネルギー効率化に使うなど、GDP の約 10%を GHG 排出削減と排出制限に使っている。今のホットエアは”hot”なものではなく、努力の結果である。
- 2005 年では 1990 年に比べて一次エネルギーに占める天然ガス、バイオマスの比率が高くなった。



(当日プレゼン資料より作成)

- GHG の排出トレンドを考慮すると、第一約束期間における Belarus の余剰 AAU は約 173MtCO₂eq と推測される。



(当日プレゼン資料より抜粋)

- “The Government Commission on Climate Change”が責任を持ってJIプロジェクトの承認を行う。
- Belarus における JI プロジェクトの概要は下記の通りである。

Sector	Projects	ERU, million/year
Energy sector	Cogeneration schemes, Combine cycle, Hydro power, Fossil-to-biomass fuel switch	2.0
Industry, Construction, Transport	Energy saving, Wood/organic waste utilization, Heat pumps, N ₂ O control, New cement production technologies	1.5
Municipal Sector	LFG utilization, Waste water treatment, District heating	0.5
Agriculture	Agricultural waste treatment (biogas)	0.5

(当日プレゼン資料より抜粋)

- Belarus を附属書 B 国に含めることは、気候変動に対する活動をさらに促進する新しい機会を与えることとなる。

(柴田 憲)

【その4】

テーマ：The EU' s Kyoto Mechanism Fair - CDM and JI purchase programme in EU member States

主催：European Community

日時：5月10日（木） 13：00－15：00

概要：

①Bettina Wunder（オーストリア）

- ・ 京都メカニズム関係の予算は、4.09 億€。45Mt-CO2 程度を予定している。
- ・ 158 件の案件が進んでいる。JI で 14 件(9,308 千 t-CO2)、CDM で 20 件(16,248 千 t-CO2) のめどがついている。
- ・ アフリカを重視しており、特にウガンダ、ガーナ、タンザニア、エチオピアではパイロット物件を実施中である。

②Peter Wittoeck（ベルギー）

- ・ 京都メカニズムクレジットの利用を 12.3Mt-CO2 程度見込んでおり、予算は、第1段で 1,000 万€、第2段で 2,200 万€である。
- ・ 再生可能エネルギーと省エネプロジェクトを重視しており、原子力、LULUCF は考えていない。

③Jakob Forman（デンマーク）

- ・ 京都メカニズム関係の予算は、2004～06 年で 9,700 万€（外務省、環境省計）、2007～09 年で 5,400 万€（外務省、環境省計）である。
- ・ 現在、17 件、9 Mt-CO2 程度を確保した。そのうち 1.2 Mt-CO2 はロシアからである。
- ・ バイオマス、CHP、燃料転換を重視している。

④Malin Ahlberg / Anja Wucke（ドイツ）

- ・ EUA 割当量の 20%を上限に京都メカニズムクレジットを利用することとしており 4.5 億 t-CO2 程度になる。
- ・ ルーマニア、ロシア、ウクライナとの 2 国間交渉やカーボンファンドによる取得を考えている。
- ・ キャパシティビルディングにも力を入れており、特にアフリカの小国をターゲットにしている。

⑤Karoliina Anttonen（フィンランド）

- ・ 京都メカニズムクレジットの利用を 1,000 万 t-CO2 程度見込んでいる。JI4 件、CDM5

件で1,075千t-CO₂のめどがついている。

- ・ 50%までは先払いも可能である。

⑥Gerie Jonk (オランダ)

- ・ 京都メカニズムクレジットの利用を1億t-CO₂程度見込んでおり、1/3をJI、2/3をCDMと考えている。
- ・ 175件(25カ国)のCDM、40件(10カ国)のJIプロジェクトを手がけており、これからも購入を続ける。
- ・ 世界に先駆けて、キャパシティビルディングを実施してきており65カ国の実績がある。

⑦Rebecca Sainz (スペイン)

- ・ 世界銀行のファンドで4,100万t-CO₂、CAF900万t-CO₂などファンド出資が中心である。
- ・ 再生可能エネルギー、省エネルギー、廃棄物プロジェクトに重点をおいており、地域ではラテンアメリカ、カリブ諸国を特に重視している。

⑧Anthony Pearce (スウェーデン)

- ・ 京都メカニズムクレジットの利用は決めていないが、SD(持続可能な発展)への貢献としてCDM6件、JI4件を手がけている。
- ・ 予算は2.3億スウェーデンクローネ。

⑨Martin Hession (英国)

- ・ 英国は最大のCDMの買手であり35%を占めている。
- ・ 政府はGCOF(Governmental Carbon Offsetting Fund)を作り、小規模な省エネ、再生可能エネルギーを中心に手がけている。

(松本 仁志)

【その5】

テーマ：Climate change and energy security: energy policy and technology options

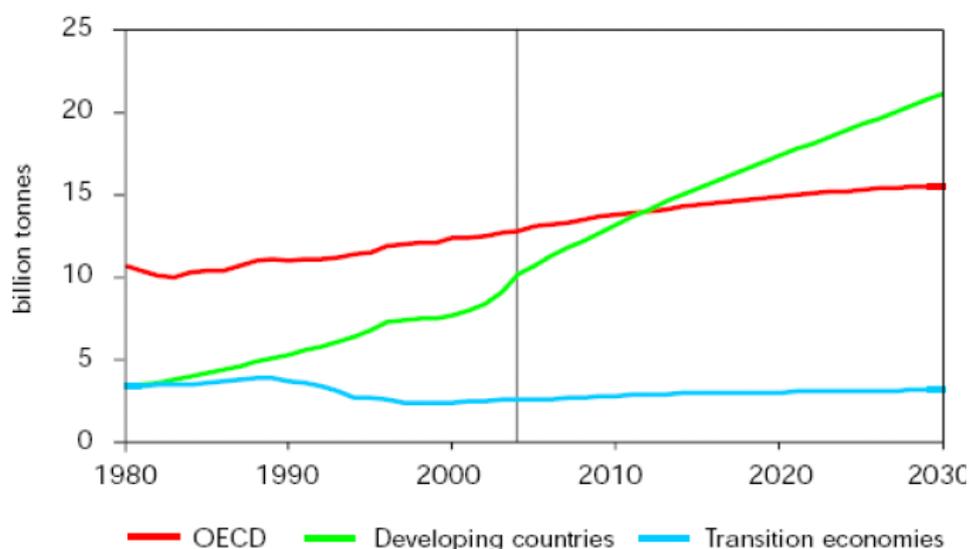
主催：International Energy Agency (IEA)

日時：5月10日（木） 13:00-15:00

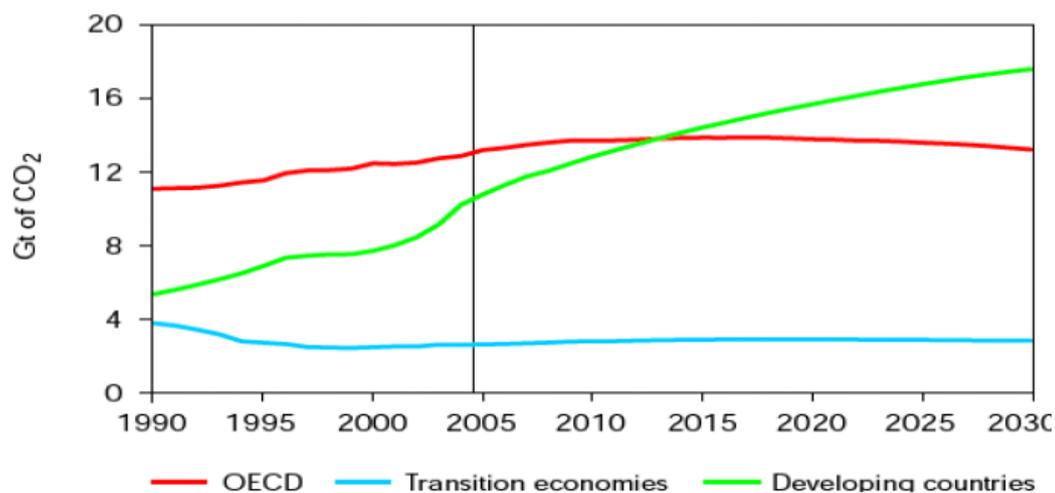
概要：

1) Technology Penetration and Capital Stock Turnover

- 「World Energy Outlook」では力強い経済成長と既存の政策による(a)リファレンスシナリオと現在検討中の1,400もの気候とエネルギーに関する政策を考慮した(b)代替シナリオを示している。



(a) リファレンスシナリオ



(b) 代替シナリオ

(当日プレゼン資料より抜粋)

- **Energy Technology Perspective** では、力強い経済成長によるベースラインシナリオと同レベルのエネルギーサービスと \$ 25/tCO₂ までの技術導入を含む技術加速シナリオを提示している。
- 結論は下記の通りである。
 - 2030 年以降の変化のためには、2030 年以前の努力が必要である
 - 長期の炭素価格と政策のシグナルを求めている
 - 短期の排出目標は全ての必要な行動を促進しない
 - 発展途上国は“機会”と“挑戦”を求めている

2) CO₂ Allowance and Electricity Price Interaction

- CO₂ 価格と電力の関係、EU における様々な電力市場、供給戦略、電力購入に関する新しいビジネスモデルから、政策提言などを行った。結論は下記の通り。
 - 発電事業者と産業セクターの契約は“仮想プラント”を指標とすることがある
 - 競争市場においては、CO₂ 価格の転嫁は避けられない
 - 発電事業者へのアローワンスのオークショニングは電力価格上昇を引き起こさない
 - 究極的にはキャップ・アンド・トレードは最小のコストで排出を削減する

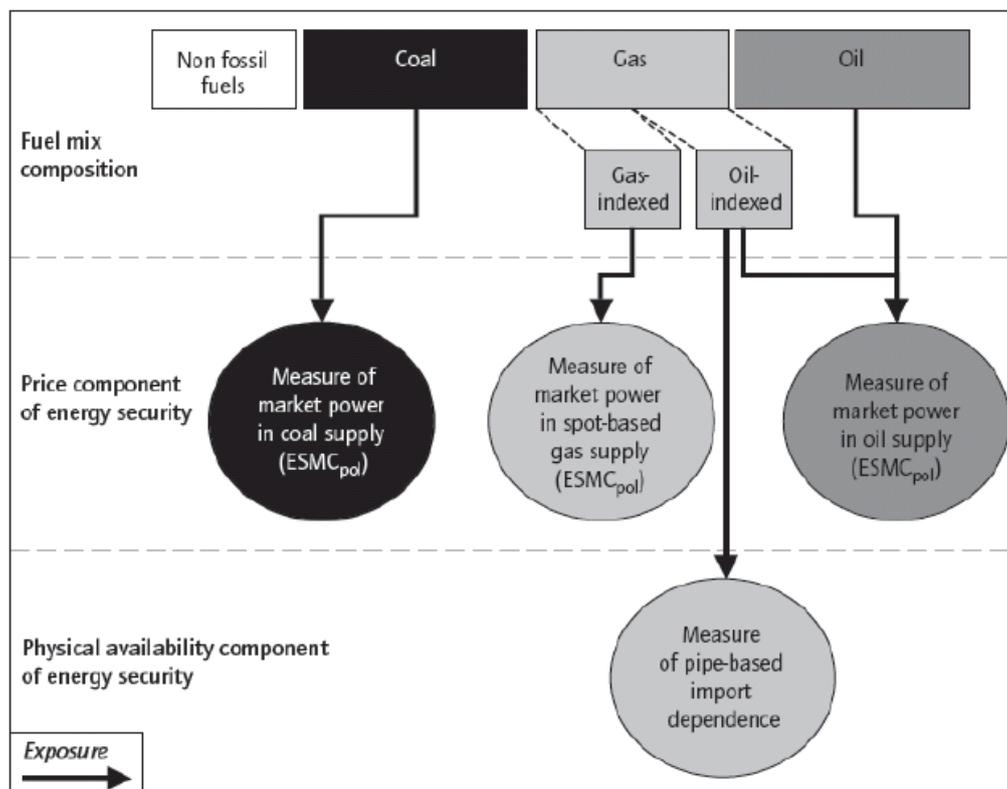
3) Tracking Industrial Energy Efficiency and CO₂ Emissions

- IEA における G8 作業は下記の通り
 - IEA 指標データベースの更新
 - 他の IEA 加盟国や非 OECD 国への対象拡大
 - 全ての分野におけるエネルギー効率評価のための新しい指標の作成
- 結論は下記の通り
 - 産業部門は CO₂ 排出の 36% を占め、その多くは原材料生産に係わる分野である
 - エネルギー集約産業は効率改善を進めているが、一方でこの分野は特に途上国を中心に力強く成長している
 - エネルギー効率化の余地は多分に残っており、ベストプラクティスの展開により年 1.9–3.2GtCO₂ (全排出量の 7–12%) の削減が可能である
 - キーとなる領域は、化学、鉄鋼、セメント、自動車、CHP である
- また今後については、「国際的な協力のさらなる推進」「より詳細なデータの収集」などを進め、2008 年の早い時期に 2 つの報告書を出す予定である

4) Energy Security and Climate Policy

- エネルギー・セキュリティと気候変動の関係を評価するツールを定義し、それらを両立するための政策立案の手助けとすることを目的とする
- 気候変動については CO₂ 排出量を、エネルギー・セキュリティについては資源分布を

考慮した新しい指標を開発する



(当日プレゼン資料より抜粋)

- これはエネルギー・セキュリティを定量化する初めての試みであり、CO₂ とエネルギー・セキュリティの影響を評価する体系的で透明性の高いアプローチであると言える

(柴田 憲)

【その6】

テーマ：Tackle emissions for international aviation & maritime transport

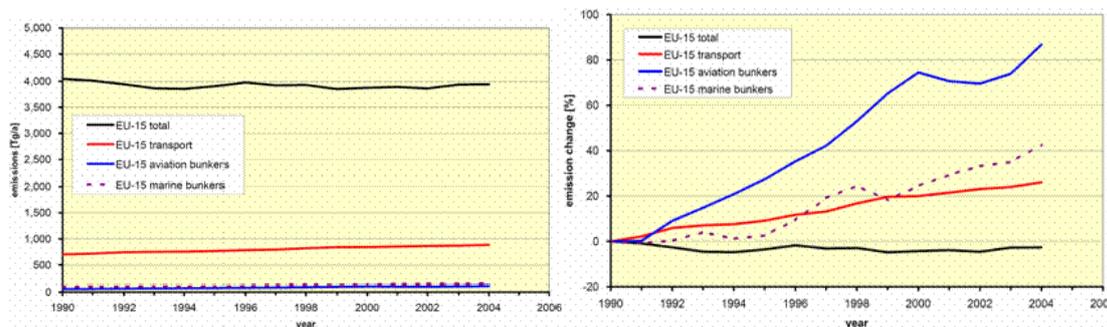
主催：European Community

日時：5月11日（金） 13:00-15:00

概要：

■航空機、船舶からの排出概要

- ・ 京都議定書では、国際間の航空機、船舶燃料についての枠組みは合意できていない。
- ・ 排出量絶対値はまだ小さいが、増加率で見ると総排出量はほぼ横ばいなのに対して、航空機、船舶からの排出は増加傾向が著しい。
- ・ 明確なデータはないが、航空機、船舶ともそれぞれEUの総排出量の2～3%を占める。これらの合計は、京都議定書の削減目標値にほぼ匹敵する値である。



出展：発表者プレゼンテーション資料

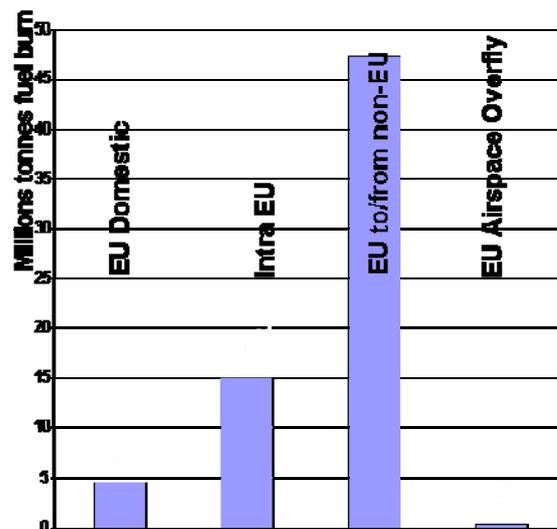
■EUの取り組み

- ・ 対策としては以下の4つのクライテリアを考慮している。
 - 実施環境：カバー範囲、回避措置、インセンティブ
 - 政治的配慮：衡平性、汚染者負担
 - 経済性：効率性、市場のゆがみ
 - 実現性：データの有効性、強制力
- ・ 以下のようなマルチステージアプローチを考えている（航空機の例）。

Industrialised Countries	Advanced Developing Countries	Developing Countries
Absolute Targets <i>Emissions Trading</i>		
Relative Targets <i>Performance Standards</i>		
No targets <i>Policies and Measures</i>		

■ EU-ETS の取り組み

- 2011 年：EU 域内の航空機を対象
- 2012 年：EU へ出入する航空機を対象
- 臨時便や小型航空機は対象外
- 対象ガスは CO2 のみ
- 排出割当量は、2004～06 年がベース



出展：発表者プレゼンテーション資料

(松本 仁志)